

令和2年度 租税滞納状況について

熊本国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税の猶予等の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方々に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

今般、令和2年度 租税滞納状況がまとまりましたので、報告します。

- (注) 1 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。

○ 令和2年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和2年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全税目	(89.4%) 14,331	(86.2%) 13,649	(65.6%) 11,503	(115.0%) 16,477
所得税	6,506	2,910	2,751	6,665
内 源泉所得税	1,539	485	377	1,647
内 申告所得税	4,967	2,425	2,374	5,018
法人税	1,645	1,303	1,060	1,888
相続税	273	218	238	253
消費税	5,834	9,131	7,401	7,564
その他税目	73	88	53	107

- (注) 1 () 内の数値は、対前年度比です。
2 地方消費税を除いています。
3 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

1 滞納整理中のものの額（滞納残高）

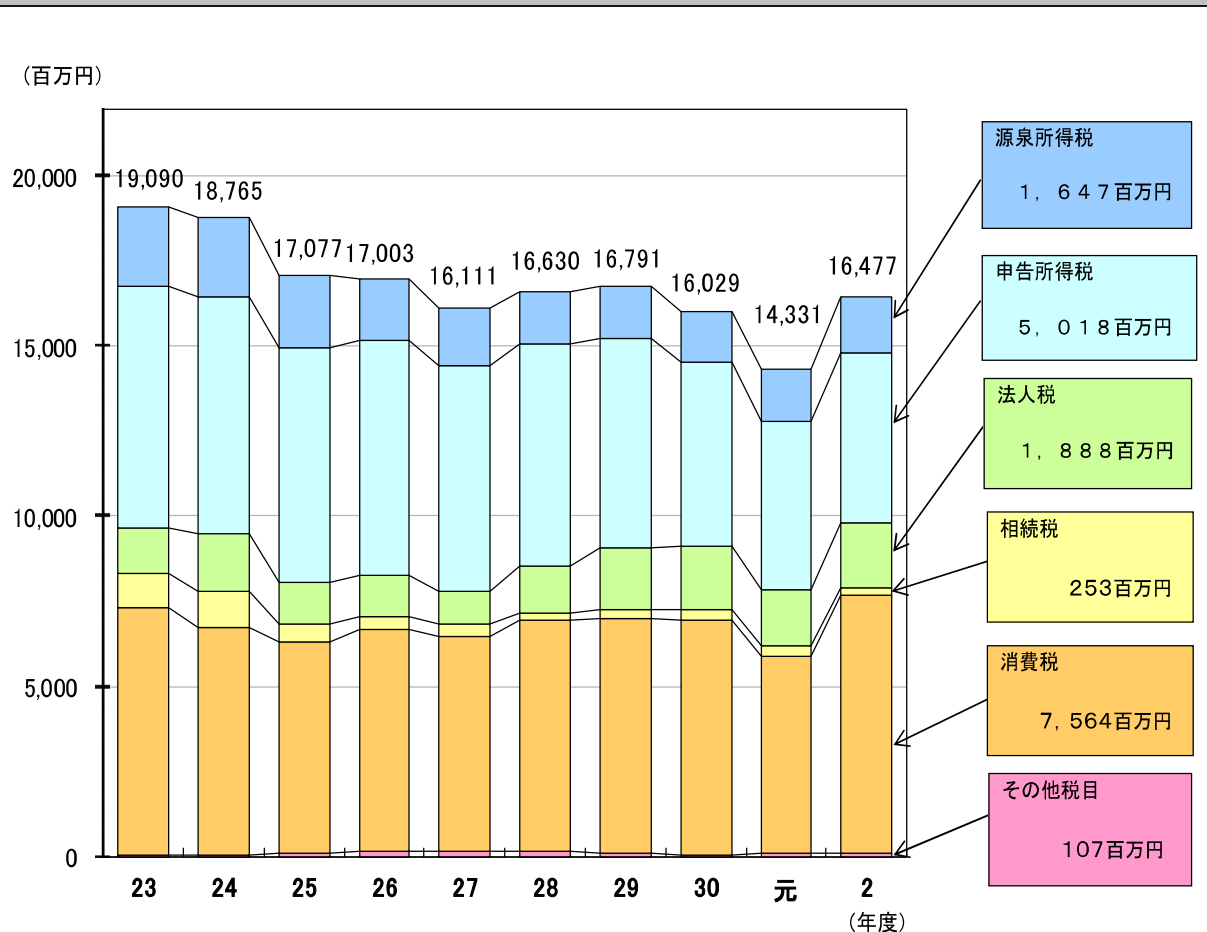
令和2年度末における滞納整理中のものの額（滞納残高）は、164億77百万円となりました。

（令和元年度（143億31百万円）より21億46百万円（15.0%）増加）

【ポイント】

○ 滞納整理中のものの額（滞納残高）は、令和元年度から21億46百万円増加しました。

○ 滞納整理中のものの額の推移



（注） 1 地方消費税を除いています。

2 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

2 新規発生滞納額

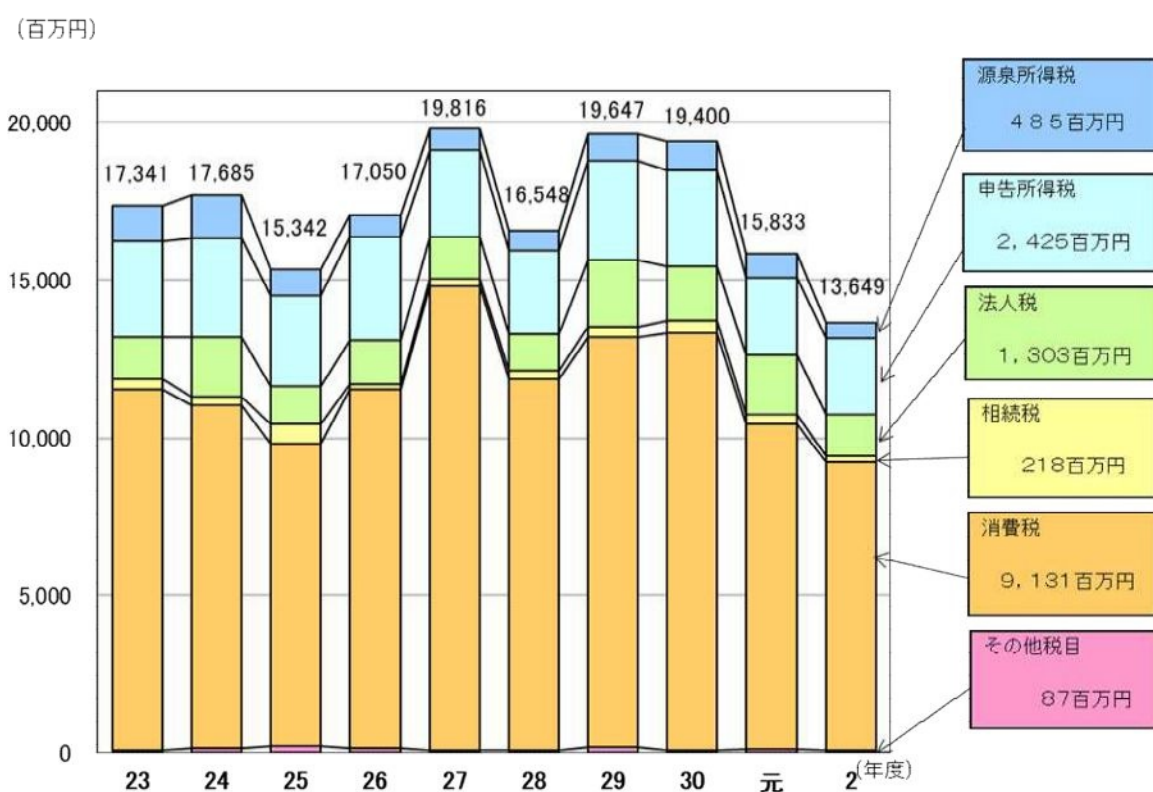
期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施、滞納の未然防止のほか、適切な納税緩和制度の適用などに努めた結果、令和2年度の新規発生滞納額は、136億49百万円となりました。

(令和元年度(158億33百万円)より21億84百万円(13.8%)減少)

【ポイント】

- 新規発生滞納額(136億49百万円)は、令和元年度(158億33百万円)より21億84百万円減少しました。

○ 新規発生滞納額の推移

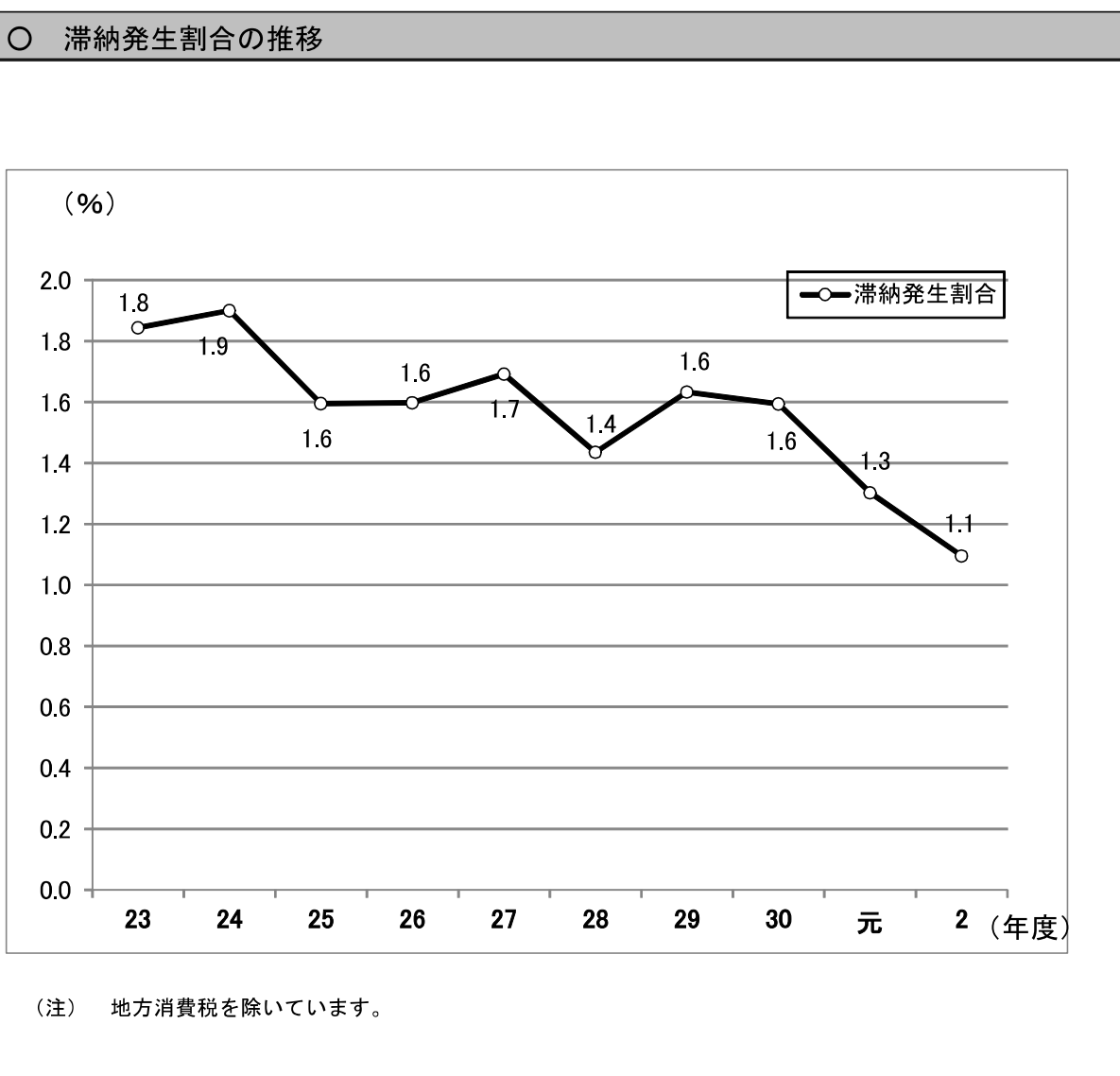


(注) 1 地方消費税を除いています。

2 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

なお、令和2年度の滞納発生割合（新規発生滞納額（136億49百万円）／徴収決定済額（1兆2,465億36百万円））は1.1%で、令和元年度（1.3%）を、0.2ポイント下回りました。

（注） 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものをいいます。



3 整理済額

滞納については、集中電話催告センター室において、新規発生滞納事案を幅広く所掌して、早期かつ集中的に電話催告等を行い、効果的・効率的な滞納整理を行うほか、国税局や税務署の徴収担当部署においては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、確実な徴収に努めました。

その結果、令和2年度の整理済額は、115億3百万円となりました。

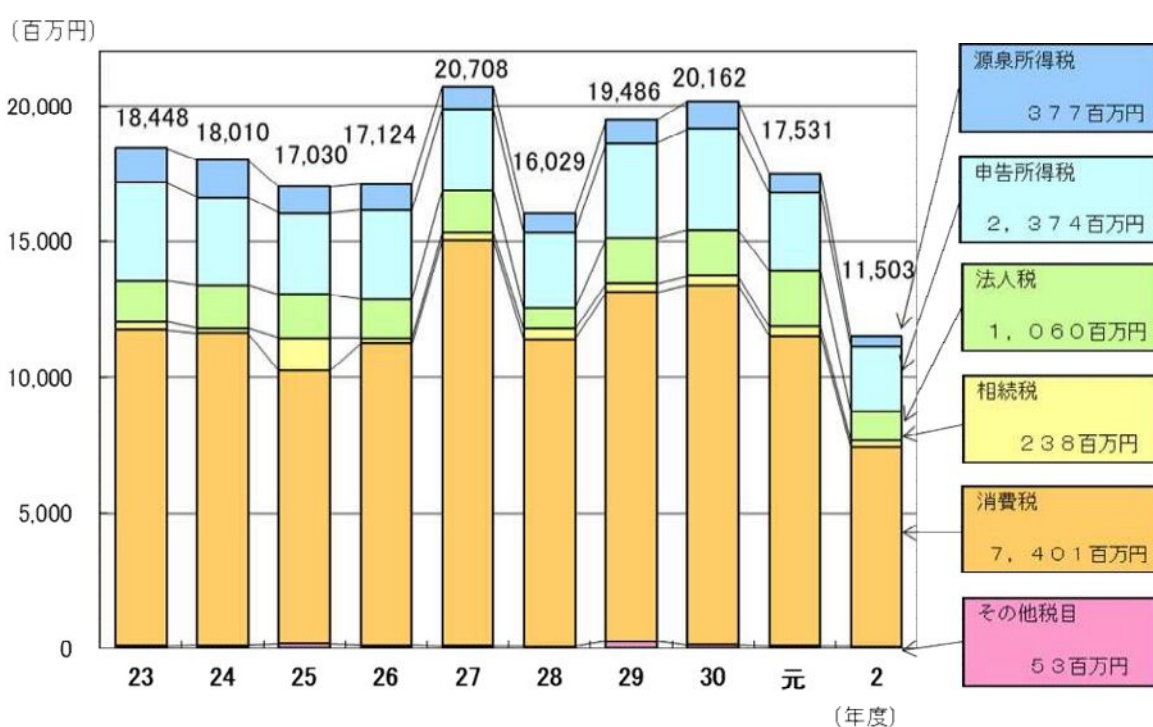
(令和元年度(175億31百万円)より60億28百万円(34.4%)減少)

なお、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対して、猶予制度の適用を優先して行いました。

【ポイント】

- 整理済額(115億3百万円)は、新規発生滞納額(136億49百万円)を21億46百万円下回りました。

○ 整理済額の推移

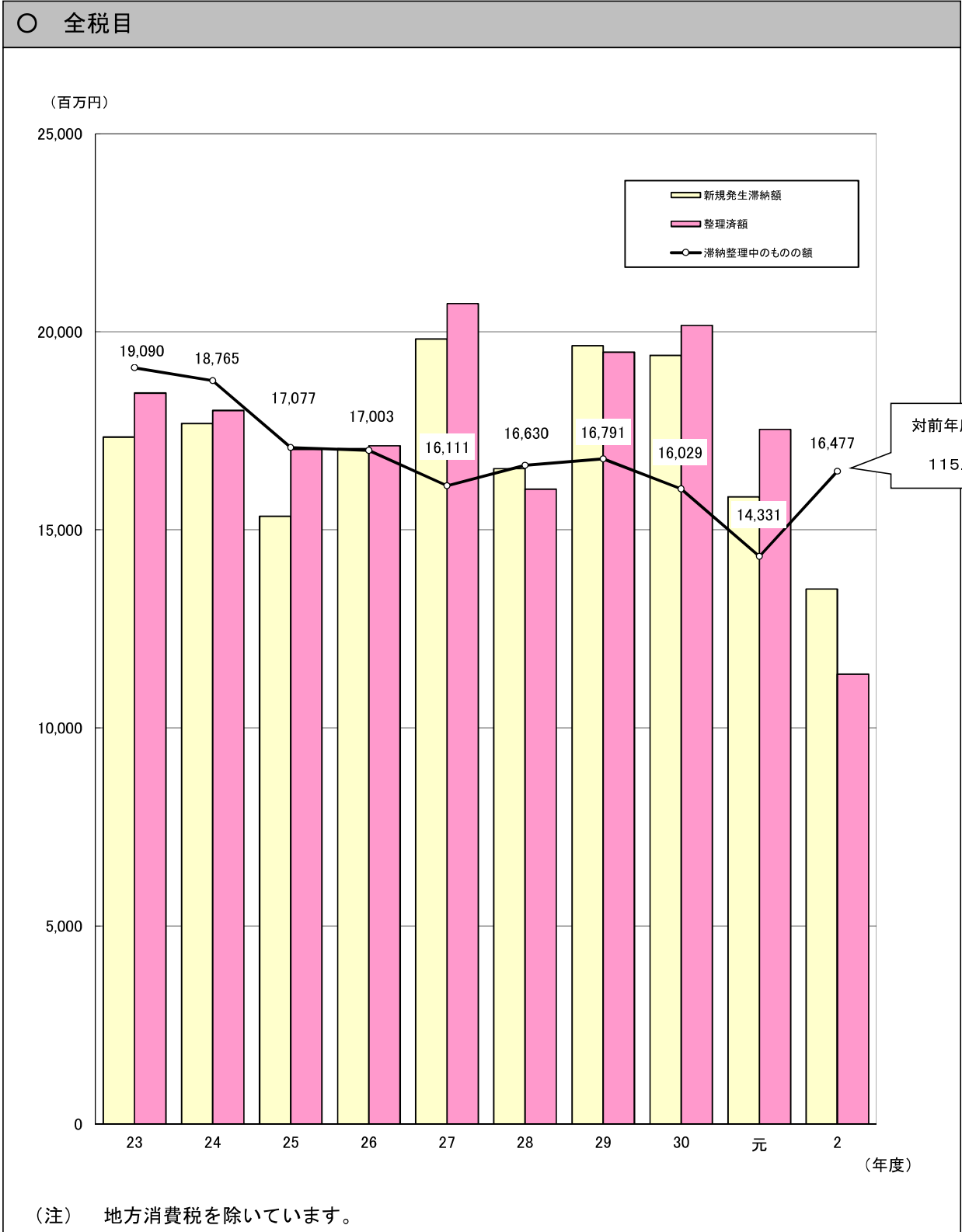


(注) 1 地方消費税を除いています。

2 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

(参考1)

滞納整理中のものの額（滞納残高）の推移



○ 消費税



(注) 地方消費税を除いています。

(参考2)

税目別の租税滞納状況

(単位：百万円)

区分		A 前年度	B	C	D (A + B - C)	
税目		滞納整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	滞納整理中のものの額	
全 税 目 合 計	30	外 1,826 (101.0%)	外 3,568 (98.7%)	外 3,563 (103.5%)	外 1,831 (95.5%)	
		16,791	19,400	20,162	16,029	
	元	外 1,831 (95.5%)	外 2,799 (81.6%)	外 3,077 (87.0%)	外 1,553 (89.4%)	
		16,029	15,833	17,531	14,331	
	2	外 1,553 (89.4%)	外 2,553 (86.2%)	外 2,051 (65.6%)	外 2,055 (115.0%)	
		14,331	13,649	11,503	16,477	
税 目 別 の 内 訳	源 泉 所 得 税	30	(100.9%)	(107.0%)	(116.7%)	(95.7%)
			1,578	929	997	1,510
		元	(95.7%)	(82.5%)	(73.9%)	(101.9%)
		1,510	766	737	1,539	
		2	(101.9%)	(63.3%)	(51.2%)	(107.0%)
			1,539	485	377	1,647
	申 告 所 得 税	30	(94.1%)	(96.5%)	(106.8%)	(88.0%)
			6,129	3,042	3,776	5,395
		元	(88.0%)	(80.6%)	(76.2%)	(92.1%)
		5,395	2,451	2,879	4,967	
		2	(92.1%)	(98.9%)	(82.5%)	(101.0%)
			4,967	2,425	2,374	5,018
	法 人 税	30	(130.5%)	(82.2%)	(100.8%)	(102.0%)
			1,801	1,715	1,679	1,837
		元	(102.0%)	(108.6%)	(122.3%)	(89.5%)
		1,837	1,862	2,054	1,645	
		2	(89.5%)	(70.0%)	(51.6%)	(114.8%)
			1,645	1,303	1,060	1,888
相 続 税	30	(114.0%)	(110.1%)	(109.3%)	(114.5%)	
		276	380	340	316	
	元	(114.5%)	(79.7%)	(101.8%)	(86.4%)	
	316	303	346	273		
	2	(86.4%)	(71.9%)	(68.8%)	(92.7%)	
		273	218	238	253	
消 費 税	30	外 1,826 (102.2%)	外 3,568 (101.8%)	外 3,563 (103.1%)	外 1,831 (99.8%)	
		6,918	13,241	13,255	6,904	
	元	外 1,831 (99.8%)	外 2,799 (78.2%)	外 3,077 (86.2%)	外 1,553 (84.5%)	
	6,904	10,356	11,426	5,834		
	2	外 1,553 (84.5%)	外 2,553 (88.2%)	外 2,051 (64.8%)	外 2,055 (129.7%)	
		5,834	9,131	7,401	7,564	
そ の 他 税 目	30	(54.9%)	(49.2%)	(43.9%)	(75.3%)	
		89	93	115	67	
	元	(75.3%)	(102.2%)	(77.4%)	(109.0%)	
	67	95	89	73		
	2	(109.0%)	(91.6%)	(59.6%)	(146.6%)	
		73	87	53	107	

(注) 1 () 内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数で百万円未満を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合があります。

令和２年度租税滞納状況について

(熊本県)

○ 令和２年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和２年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(104.6%) 5,770	(72.5%) 4,165	(69.3%) 3,801	(106.3%) 6,135
所得税	3,065	906	1,040	2,932
内 源泉所得税	627	104	125	607
内 申告所得税	2,437	802	914	2,325
法人税	498	409	326	581
相続税	180	81	112	149
消費税	2,005	2,753	2,317	2,442
その他税目	22	16	7	31

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
- 3 () 内の数値は、対前年度比です。
- 4 地方消費税を除いています。
- 5 令和３年４月及び令和３年５月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和２年度所属となるものを含んでいます。
- 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

令和2年度租税滞納状況について

(大分県)

○ 令和2年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和2年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全税目	(84.1%) 2,946	(92.3%) 3,082	(62.9%) 2,450	(121.5%) 3,578
所得税	1,291	579	566	1,304
内 源泉所得税	343	96	94	346
内 申告所得税	947	482	472	958
法人税	342	234	249	327
相続税	33	30	30	33
消費税	1,266	2,225	1,594	1,897
その他税目	14	14	12	16

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
- 3 () 内の数値は、対前年度比です。
- 4 地方消費税を除いています。
- 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
- 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

令和２年度租税滞納状況について

(宮崎県)

○ 令和２年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和２年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(75.5%) 2, 491	(105.1%) 2, 834	(65.5%) 2, 296	(121.6%) 3, 030
所得税	969	634	463	1, 139
内 源泉所得税	320	195	53	462
内 申告所得税	649	438	411	677
法人税	535	425	293	667
相続税	21	79	72	28
消費税	942	1, 659	1, 443	1, 158
その他税目	24	38	24	37

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
- 3 () 内の数値は、対前年度比です。
- 4 地方消費税を除いています。
- 5 令和３年４月及び令和３年５月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和２年度所属となるものを含んでいます。
- 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。

令和2年度租税滞納状況について

(鹿児島県)

○ 令和2年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和2年度末 滞納整理中 のものの額 (次期繰越額)
全税目	(84.1%) 3, 123	(87.9%) 3, 568	(63.6%) 2, 957	(119.6%) 3, 735
所得税	1, 181	790	681	1, 290
内 源泉所得税	248	89	106	232
内 申告所得税	933	702	576	1, 059
法人税	270	235	193	312
相続税	39	28	25	42
消費税	1, 621	2, 495	2, 048	2, 068
その他税目	13	21	10	23

- (注) 1 「滞納」とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。
- 2 納税の猶予制度の適用を受けた国税は、滞納に含まれません。
- 3 () 内の数値は、対前年度比です。
- 4 地方消費税を除いています。
- 5 令和3年4月及び令和3年5月に督促状を発付した「滞納」のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
- 6 各々の計数で四捨五入をしているため、合計とは一致しない場合があります。